



平成27年2月20日

「平成27年度の年金額」

総務省から1月30日、「平成26年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。この結果、平成27年度の年金額は、平成26年度の特例水準の年金額との比較では、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて、基本的には**0.9%の引上げ**となりました。



- ★マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正において導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。

★平成27年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額例★

NEKNIN	平成26年年度(月額)	平成27年度(月額)*1
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,400円	65,008円 (+608円)
厚生年金*2 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,066円	221,507円 (+2,441円)

- *1 平成27年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は0.9%となっています。
また、厚生年金(報酬比例部分)は、平成27年度の新規裁定者(67歳以下の方)においては平成26年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は1.4%となっています。
なお、実際に引上げとなる額については、端数処理などの理由により、平成26年度の年金額の0.9%(報酬比例部分については1.4%)に相当する額と完全に一致するものではありません。
- *2 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

なお、

- ★平成27年度の国民年金保険料額は(月額) **15,590円** (平成26年度から340円の引上げ)
★平成28年度の国民年金保険料額は(月額) **16,260円** (平成27年度から670円の引上げ)

- ★物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、2.4%の引上げとなります。

		平成26年度(月額)	平成27年度(月額)
母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子1人、全部支給の場合	41,020円	42,000円
	特別児童扶養手当	(1級) 49,900円 (2級) 33,230円	(1級) 51,100円 (2級) 34,030円
障害者 などに対する給付	特別障害者手当	26,000円	26,620円
	障害児福祉手当	14,140円	14,480円
原子爆弾被爆者 などに対する給付	健康管理手当	33,230円	34,030円

- ★在職老齢年金の支給停止調整変更額の改定
60歳台後半(65歳~69歳)と70歳以降の支給停止調整額(26年度:46万円)については、法律の規定に基づき**47万円**に改定されます。
なお、60歳台前半の支給停止調整開始額(26年度:28万円)については変更ありません。